

V 残留農薬基準 ～ポジティブリスト制度～

食品の安全性を確保するため、農作物等の食品中に残留する「農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質(当該物質が化学的に変化して生成した物質を含む)」について、食品衛生法により残留基準が設定されています。

平成18年5月から残留基準に**ポジティブリスト制度**が導入されました。

1 ポジティブリスト制度とは？

原則としてすべての農薬の残留を禁止し、**一定量以下の残留が許される農薬**をリストに掲載する制度です。

この制度のもとでは、「リストに載っていない農薬(残留基準値が設定されていない農薬)の残留が検出されたすべての食品」、及び「リストに載った農薬(残留基準値が設定されている農薬)の残留が一定量を超えて検出された食品」については流通が禁止され、生産物の出荷停止・回収等の対応が求められることもあります。

なお、**残留基準値が設定されている農薬・農作物であっても、登録がなければ使用することはできません。**

参考 … ネガティブリスト制度(従来の残留農薬基準)

従来、残留農薬基準は「ネガティブリスト制度」がとられていました。これは、**一定量を超えて残留してはならない農薬**をリストに掲載する制度でした。ネガティブリスト制度においては、残留基準値が設定されている場合には基準値を超えて農薬が残留する食品の流通は禁止されましたが、基準値が設定されていない場合には、残留量が多くても流通を規制できませんでした。

残留基準値の 設 定	食品中の 農薬の残留値	農薬が検出された食品の取り扱い	
		ポジティブリスト	ネガティブリスト
あ り	基 準 値 以 下	流 通 可 能	流 通 可 能
	基 準 値 より 多	流 通 不 可 能	流 通 不 可 能
な し		流 通 不 可 能	流 通 可 能

2 ポジティブリスト制度における残留基準

ポジティブリスト制度の導入にあたり、原則としてすべての農薬について残留基準値が、下記により設定されました。

- 1 従来の制度において残留農薬基準値が設定されていた農薬については、従来の基準値を使用しています。
- 2 1の基準のない農薬については、以下の基準を参考に「暫定基準」を設定しています。
 - ① 国際基準であるコーデックス基準
 - ② 農薬取締法の登録保留基準
 - ③ アメリカ、EU、オーストラリア、ニュージーランド、カナダの基準
- 3 1及び2の基準値のない農薬については、一律基準値として0.01ppm(100万分の1)・100tの農作物に1gの農薬が付着している状態を設定しています。

なお、食品から検出されてはいけない物質(農産物等の食品に残留してはならない農薬等)のうち、農薬登録がある物質は、ダミノジッド(商品名:ビーナイン)です。

3 規制対象外物質の指定

厚生労働大臣が、「人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるものとした物質」（平成17年11月29日）は、本制度による規制の対象外で、現在74物質が該当します。農薬として登録のあるもののうち、主な物質を以下に示します。

主な物質名	主な農薬の名称	用 途
硫黄	硫黄粉剤、イオウフロアブル	殺菌剤、殺虫殺菌剤
グリセリン酢酸脂肪酸エステル	ベミデタッチ	忌避剤
コリン	サンキャッチ液剤30 S	植調剤
シイタケ菌糸体抽出物	レンデミン、レンデミン液剤	殺菌植調剤
重曹	ハーモメイト、重曹(特定農薬)	殺菌剤
銅	ドイツボルドーA、Zボルドー、 I Cボルドー66D、グリーンドク ター2	殺菌剤
パラフィン	アビオンーE、ステッケル、 ペタンV	展着剤・植調剤
マシン油	マシン油乳剤	殺虫剤

ただし、上記の農薬であっても農薬取締法上登録された目的、方法以外には使用できないので、注意してください。

4 農薬を使用する上で注意すべきこと

残留基準を超えないために、以下の点に注意する必要があります。

- ① 農薬使用基準の遵守(ラベル等、最新情報を確認し、適正に使用する)
- ② 近接圃場で栽培されている作物への飛散を防ぐ
- ③ 散布器具に、前回使用した農薬が残っていないよう、点検と洗浄を行う
- ④ 農薬の使用記録を残す

詳細については、「農薬の安全適正使用」の項、特に、「VIドリフト対策」を参照してください。

残留農薬基準等の食品衛生法関連の情報は、下記の「公益財団法人日本食品化学研究振興財団」のホームページに詳しく記述されています。最新の情報が掲載されるので、活用してください。

公益財団法人日本食品化学研究振興財団

[https://www. ffcr. or. jp/](https://www.ffcr.or.jp/)